川崎市市長 福田 紀彦 様

川崎公害病患者と家族の会 会 長 丹 操

川崎・横浜公害保健センター廃止に関しての申し入れ

「川崎・横浜公害保健センター廃止」の撤回を強く求め、患者会との誠意を持った話し合いに応じることを要請します。

(1) 1月8日に開催された「公害保健センター」評議委員会は、同センターの廃止について挙手による議決がされたが、賛成の挙手が1名で川崎市が提出した廃止の議案は「不承認」という結論が下されました。その理由として①「患者会」との間の話し合いが不十分であること、②「センター」廃止に伴う患者の不安が払しょくされていないことなどがあげられています。

川崎市は「成人ぜん息患者医療費助成条例」「小児ぜん息患者医療費支給条例」の廃止のときにも寄せられたパブリックコメントの99.9%が廃止に反対であったにもかかわらず、一顧だにせず、市民意見を無視したことにも表れているように、市民の率直な意見に耳を傾けようとしない乱暴な姿勢がありありと出ていると強く感じざるを得ません。病気になってしまった市民に対し「自助」で解決しろ、また家族、親類など「共助」の力で解決すべきとする冷たい行政の姿が透けて見えてきます。

(2)公害健康被害補償法(以下=補償法)の第1条は「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る」とされています。民事責任を踏まえた法律となっているのです。深刻な大気汚染地域として全国で41の地域が指定され(川崎区、幸区及び日吉地区を含む)、補償法による救済対象となり、「健康被害に係る損害を補填するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業」がおこなわれ、大気汚染の発生源となった企業からも反省と謝罪の意を込めて、種々の事業に対し必要な財源拠出行われ、現在も継続されています。その一つが「川崎・横浜公害保健センター」事業の運営です。

伊藤三郎元市長(当時)は「公害健康被害者の方々への具体的な施策といたしましては、昭和46年に確立しました『公害患者への総合対策』を基本にすえ、療養生活補助制度による医療救済、健康影響調査、過去にも及んだ被害補償、健康回復のための保健指導、そして公害保健センターの設置などを実施」(「公害被害者対策10年の歩みーよりよい環境と健康の回復を求めてー」はじめにより)と被害者の健康管理と回復、そして市民の健康と福祉の増進を積極的に推進していくこと、二度と人災である公害問題を発生させないとする確固たる決意をもち、被害者と市民の声を受け止めて、共に大気汚染問題と取り組んだのです。

川崎市が回答の中で指摘している「公害健康被害認定者をはじめとするサービス利用者」「効果的かつ安定的にサービス」を受けるための施設でないことは明らかです。「川崎・横浜公害保健センター」を「サービス」提供施設と考える川崎市の認識は皮相浅薄だと指摘せざるを得ません。

「川崎・横浜公害保健センター」の利用について前回の文書でも川崎市の資料を活用して指摘していますが、再度、指摘します。2023(令和5)年、川崎市議会決算審査特別委員会記録によれば「検査・検診の利用者は全て被認定者で、平成30年度1124人、令和元年度1147人、令和2年度703人、令和3年度989人、令和4年度992人」となっています。被認定者の圧倒的な方が公害保健センターを利用して検査を受けていることが分かります。

また、同記録からは、令和4(2022)年度の「経営改善及び連携・活用に関する取り組み評価」資料1「現状と課題」の2、課題の項で「被認定者数は減少傾向にあるものの、 $40\sim5$ 0代の認定者が多数存在しており、公害保健センターが担う役割は今後も継続して必要とされています」と評価しているように川崎市としては今後も事業を継続する方針を示しています。この評価にあるとおり、ぜん息患者等に対するリハビリ事業、相談活動を実施する拠点施設としての役割を十二分にはたしているし、今後ともその役割を担う重要な施設です。

今、川崎市がおこなうことは、より多くの健康被害(アレルギー患者も含め)で悩んでいる患者のためにリハビリ、相談等の事業活動を充実させるために「川崎・横浜公害保健センター」の活用を専門家(医師等)、公害被害者等、市民とも共同作業の下に利用計画を練り上げることが必要ではないでしょうか。

医療機関に対応を求めることも重要ですが、地方自治体として市民のいのちと健康を守る対策を強化していくことは大切なのではないでしょうか。川崎市は誕生から100年を迎えました。これまでの貴重な経験を土台に川崎市は、福祉、公衆衛生の向上とともに、より良い環境を創造していくために一層の努力が求められているのではないでしょうか。

(3) 2024年12月2日付けで「川崎・横浜公害保健センター廃止に反対」の申し入れをおこないました。この申し入れに対し令和6年12月17日付けで「『川崎・横浜公害保健センター廃止に反対』について(回答)」(以下=回答という)を受け取りました。

回答の内容は、「公害健康被害認定者をはじめとするサービス利用者の方々に対して、効果的 かつ安定的にサービスを継続することがもっとも重要」であると指摘しています。

1960年代から70年代を中心に日本は、経済復興をめざし重・化学工業化が進み、高度経済成長を遂げました。文字通り川崎市はその中心都市として急速な進化を遂げてきました。しかし、その一方で、深刻な大気汚染が発生し、川崎区、幸区においては命を奪われる、健康被害に苦しむ被害者が発生し、重大な社会問題を引き起こしました。だれもこの歴史的事実を否定することはできないのです。

川崎市民のいのちと健康を軽んじる市政運営に根本的な誤りがあるのかと強く感じざるを得ません。

上記の立場で以下のことについて、対面での話し合いをもって説明をお願いします。

記

- 1、「川崎・横浜公害保健センター」廃止を撤回し、患者会と誠意を持って話し合いの場を設けること
  - 1)日時 相談の上
  - 2)会場 貴職会議室